

## 令和 2 年度軽自動車税(種別割)

令和元年 10 月 1 日から、自動車取得税が廃止され、「軽自動車税(環境性能割)」が新設されました。

これに伴い、現行の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」へ名称が変更されました。

### 令和 2 年度 軽自動車税(種別割)

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	50 c c 以下	2,000 円
	51 ~ 90 c c	2,000 円
	91 ~ 125 c c	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕用	2,400 円
	その他	5,900 円
軽二輪 (126 ~ 250 c c)		3,600 円
二輪の小型自動車 (251 c c ~)		6,000 円

### 軽自動車税(種別割)の減免申請

次の①②のいずれかに該当する軽自動車等は、納期限までに申請をすると軽自動車税(種別割)が減免されます。なお、減免は普通車を含め 1 人 1 台に限ります。

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持ち、一定要件に該当する人が所有または使用している軽自動車等。(一定要件は、役場にお問い合わせください)
- ② その構造が専ら障がい者などの利用に供するためのものである軽自動車など

### ■必要書類

障害者手帳など、マイナンバーカード、運転免許証、印鑑、納税通知書

### 令和 2 年度 三輪・四輪の軽自動車税(種別割)

区分		旧税率	標準税率	軽課税率(グリーン化特例)		重課税率	
		初度検査年月が平成 27 年 3 月以前の車両	初度検査年月が平成 27 年 4 月以降の車両	電気自動車など	燃費性能が大きく優れている車両 注 1	燃費性能が優れている車両 注 2	初度検査年月から 13 年経過した車両 注 3
三輪		3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円
四輪以上	乗用 自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円
	乗用 営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
	貨物 自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円
	貨物 営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円

注 1 燃費性能が大きく優れている車両

自家用 ★★★★★で令和 2 年度燃費基準 + 30% 達成車  
貨物 ★★★★★で平成 27 年度燃費基準 + 35% 達成車

注 2 燃費性能が優れている車両

自家用 ★★★★★で令和 2 年度燃費基準 + 10% 達成車  
貨物 ★★★★★で平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成車  
★★★★★とは、ガソリン車、ハイブリッド車で、平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車、または、平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車。

注 3

令和 2 年度では、初度検査年月が平成 19 年 3 月以前の車両。軽自動車税(種別割)は、毎年 4 月 1 日現在の所有者等に課税されます。4 月 2 日以降に廃車した場合の月割減額制度はありません。